

の案内発送に同封してくださる役者さんや、住む町の半分以上おおよそ一万世帯にチラシを配って歩いた人。そのほかあげたらきりのないほど多くの努力によってこの運動はささえられていると日々実感しています（事務局の毎日の様子、寄せられた意見などは意見広告のホームページ内ブログ「事務局だよ」を日々更新しているのでごらんください）。ただ、締め切りまであと1カ月を切った時点でも、賛同金は2千万円強にとどまっております、目標の3千万、全国紙1紙とできるだけ多くの地方紙という目標を完全達成するのは厳しい状況にあります。また改憲手続法案（国民投票法案）の審議日程と競争のような運動展開となっており、事務局スタッフの中からも事務局で実務などしている場合ではなくなるかもしれない、毎日国会前に出かけなければならぬ事態になるかもしれないという声も出ています。しかし直接行動に参加できない人たちのための意見広告運動であるという原点を忘れず自分たちができる最大のことをしなければなりません。それぞれ体は一つ、人員にも限界がありますが、改憲手続法への反対行動をバネにし、この改憲への動きを押し返すような運動の成功に向けて、全国の皆さん、ともにがんばりましょう。


（きたはら・ひろこ 市民意見広告運動事務局 長）

最新刊

武力で平和は つぐれない

私たちが改憲に反対する
14の理由

市民意見広告運動 編 定価 1050円



憲法を大切に人が

この本とってもわかりやすいわよ。
私の言いたいことが書いてあるから
読んでみてよ

と勧められる本。

学校の先生が

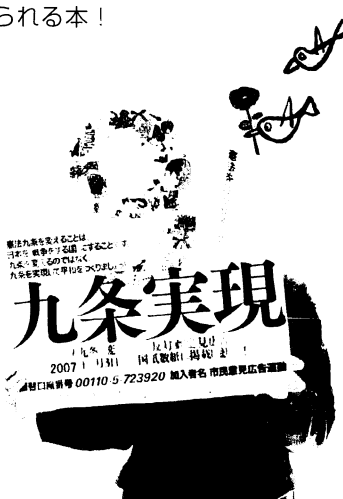
この本を参考にして、戦争や平和、
憲法のことを考えるといいよ

と子どもたちに勧められる本。

改憲が必要だと思っている人に

ぜひ読んでみて

と勧められる本！



憲法を変えようという14の主張

世界の平和に九条が必要なこれだけの理由

もくじ

- 01 非武装のまま、侵略されたらどうするのか？
- 02 北朝鮮の核や中国の軍拡に備えるのは当然ではないか？
- 03 戦後日本の平和は憲法9条ではなく、安保体制のおかげではないのか？
- 04 テロが頻発しているのだからテロ対策が必要ではないか？
- 05 押しつけられた憲法を変えるのはあたりまえではないか？
- 06 家庭同様 国を守るためには戸締りが必要ではないか？
- 07 子どもたちに「愛国心」を教えるのはあたりまえではないか？
- 08 国が戦死者を祀るのはあたりまえではないか？
- 09 非武装ということは、自衛隊の役割を認めないということか？
- 10 水軍再編は中絶県民の負担を軽減するのではないか？
- 11 国民投票法案は「立法の不作為」を解消するために必要ではないか？
- 12 専守防衛を堅持するためにも、自衛隊の毎外派兵禁止を憲法に明記すべきではないか？
- 13 領土は最大の利益問題だ。ロシア・中国・韓国の横暴を制裁すべきではないか？
- 14 北朝鮮は内政・外交ともに「悪の帝国」。徹底的な制裁が必要ではないか？

■「日米平和友好条約」とは
 ■日本国とアメリカ合州国との間の平和友好条約（草案）
 ■Q & A 意見広告運動のご紹介

<http://www.godo-shuppan.co.jp/> **合同出版** 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-28
 TEL03(3294)3506 FAX03(3294)3509

運動の現場から

目標達成まであと一歩

市民意見広告運動 事務局 北原博子

第6期市民意見広告運動は4月7日の賛同金締め切りが間近にせまり、いよいよ正念場を迎えています。昨年11月の運動開始以来、様々な取り組みをしてきましたが、今回は文字通り政治情勢をにらみながらの運動展開となっています。チラシ作成時に北朝鮮の地下核実験報道があり、事務局ではすべての核保有に反対する立場をとりながら、一部の報道に惑わされがちな世論と向き合うこともありました。チラシ作成にあたっては事務局内で何度も議論を重ね、そのつど必要な修正・改訂を行ってきました。

また、12月に改定を強行された教育基本法についても法律自身の問題点だけでなく、成立時のマスメディア報道の問題点にまで言及してチラシを改訂しました。

この間、運動開始直後勢いのあった賛同金の入金は年が改まったところから鈍りはじめ2月に入ると、チラシ要請の電話やファク

スも鳴りをひそめ、事務局スタッフの頭のかたで運動の成功への黄色信号が点滅を始めました。運動の成功をはかるため、事務局用語でいうところの「最後のお願い」をいつ出すか、どんな文面にするか、市民意見広告運動主催のイベントはどうするか、賛同金募集の広告をどんな媒体にだすか、そのデザインはどうするか等々が2月にはいつからの議論と実務の大半を占めました。

広告デザインは昨年同様、鈴木一誌デザインのご厚意で、4カ所（カトリック新聞、週刊金曜日、信徒の友、キリスト新聞）の広告を出すことができました。4カ所それぞれに違うサイズ、細かな相違など、面倒な仕事をボランティアで引き受けてくださった鈴木事務所の皆さんには心からのお礼を申し上げます。通称「最後のお願い」は、市民意見広告運動事務局と市民の意見30の会・東京共催の講演会のお知らせも兼ねて、賛同金締め切り間際に入金が集中しないように呼びかけるとともに、現在の憲法をめ

ぐる危機的状況、マスメディアへの不信などを訴える内容とし、2月末から3月はじめまでに大量発送しました。

3月10日の講演会（本号に斎藤貴男さんとただいなださんの講演内容が紹介されています）は、事務所からもほど近い千駄ヶ谷区民会館で行なわれました。参加者は二百名を超え、二階席まで満員になる大成功でした。ここで吉川勇一さんから、7月に予定されている参議院選挙はもちろん、4月の統一地方選挙でも改憲の立場を表明している候補者をそれぞれの自治体の議場に送ることが、改憲勢力を押さえる世論の形成に役に立つとの話がありました。澤地久枝さん、小森陽一さん、川田龍平さんから寄せられたメッセージが読み上げられ（メッセージはホームページに載っています）、また主催者アピールとして私が、それぞれの地元に戻ってもう一度意見広告の賛同者を増やす工夫をしてほしいと訴えました。

事務局スタッフとして毎日（ほぼ月曜から土曜まで）事務所に詰めていると、各地でさまざまな取り組みをしている意見広告の協力者の姿を知ることができます。ある人はいろいろな集会でこのチラシを広めてくれています。自分の出演する芝居